

指定(予防)訪問看護重要事項説明書

様

訪問看護のサービス提供の開始にあたり、契約を締結する前に事業の概要や提供される サービスの内容、契約上のご注意いただきたいことについて、次のとおり説明させていただきます。

1. 指定(看護)訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 広島厚生事業協会
代表者名	理事長 宮久保 憲治
所在地	広島県安芸郡府中町みくまり三丁目1番11号
設立年月日	昭和27年5月31日

2. 指定(看護)訪問看護サービスを提供する事業所について

(1) 事業所の概要

事業所名	府中みくまり病院訪問看護ステーション
介護保険指定番号	広島県指定 第3463290100号
所在地	〒735-0003 広島県安芸郡府中町みくまり三丁目1番11号
連絡先	082-281-2266
サービス種類	訪問看護
サービス提供地域	府中町、海田町、坂町、熊野町、広島市、呉市、廿日市市 ※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) サービス提供日時

月～土曜日	午前9時から午後5時
定休日	日曜日、国民の祝日、12月30日から1月3日 ※緊急時訪問看護加算契約利用者に対して24時間体制にて電話でのご相談、及び緊急訪問をいたします。

(3) 職員体制

管理者	1名
看護師	4名
その他の職員	1名

3. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

社会福祉法人広島厚生事業協会（以下「当協会」という。）が設置・運営する府中みくまり病院訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を適正に提供することを目的とします。

(2)方 針

- ①訪問看護の提供にあたって、看護師等は、利用者の心身の特性に応じた可能な限りその居宅において、利用者の個々の主体性を尊重して自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を支援します。
- ②事業の実施にあたっては、サービス従事者の教育・指導に努め、利用者の意思及び人権を尊重し、サービスの提供に努めます。
- ③事業の実施にあたっては、必要に応じ主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 訪問看護サービスの基本内容

- ①心身の状態、病状・障がい・日常生活の状態の観察
- ②清潔の保持、睡眠、食事・栄養状態及び排泄等療養生活の支援並びに介護予防
- ③日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- ④認知症・こころの病の看護
- ⑤療養生活や介護方法の相談・助言
- ⑥服薬管理
- ⑦その他医師の指示による医療処置
- ⑧日常生活器具の選択・使用方法の訓練
- ⑨居宅改善の相談・助言
- ⑩入退院(所)時の共同指導

5. 利用料金(別紙)

- ①利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとします。ただし、保険対象外の場合は、実費料金をいただきます。
- ②その他の費用支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して文書で説明をした上、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けることとします。
- ③利用料金の支払方法は、原則「自動引き落とし」とさせていただきます。

6. 秘 密 の 保 持

- (1) 訪問看護をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者にもらしません。
- (2) この秘密を保持する義務は契約が終了後および担当者が退職した後も継続します。

7. 個 人 情 報 の 保 護 と 使 用 お よ び 提 供

利用者の個人情報については、適切に取り扱うものとします。

8. 人 権 擁 護、虐 待 防 止 等 に 関 す る 事 項

利用者の人権擁護、虐待防止(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)については、適切に対応します。

9. 緊急時の対応方法

訪問看護サービス提供中に、利用者の様態の変化などから緊急性が高い場合は、主治医、家族、救急隊など関係各位へ連絡します。

家族	氏 名 () 続柄 : () 電話番号 ()
主治医	医療機関名 () 医師名 : () 電話番号 ()
居宅支援事業所	事業所名 () 担当者 : () 電話番号 ()

10. 事 故 発 生 時 の 対 応

訪問看護サービスにおいて事故が発生した場合は、市町、家族、主治医等に連絡し適切に対応します。

11. 訪問看護サービス提供に関する相談・苦情・キャンセルの窓口

利用者からの苦情に対しては、適切に対応するため必要な措置を講じます。

連絡先：082-281-2266

担当者：常勤看護師

受付時間：午前9時から午後5時

12. 職員の感染予防の対応方法

訪問看護サービス提供中に、針刺し・切傷・粘膜暴露事故が発生した場合、看護師の感染予防を目的として利用者の血液検査をお願いさせていただくことがあります。

検査費用は、事業所が負担します。

13. サービス利用に関する留意事項

- (1) 訪問看護には医師の指示書が必要です。
- (2) 契約期間中に被保険証の記載内容に変更が生じた時、要介護認定の更新や変更を行った時、各種の減免に関する決定などに変更が生じた時、生活保護、公費負担医療の受給取得または喪失した時は、速やかに連絡してください。
- (3) 緊迫した気象状況、災害発生時、感染症の蔓延など、やむを得ない事情が発生した場合は、訪問を中止させていただきます。
- (4) 訪問日、訪問時間は、緊急訪問などにより、変更をお願いすることがあります。
また、交通事情により、予定時間を過ぎても訪問させていただきます。
- (5) 感染防止のため、洗面所等をお借りして手洗いをさせていただきますので、ご了承ください。
- (6) 職員への暴言、暴力、威嚇、セクシャルハラスメントなどの行為があった場合は、正常な訪問看護の継続が困難となりますので、訪問看護を終了させていただきます。
- (7) 訪問看護の担当看護師などを指名することができませんので、ご了承ください。
- (8) 現金などの貴重品は、金庫や目に見えない場所に保管してください。
- (9) 職員およびステーションに対する金品、贈答品などのご配慮はお受けできません。

令和 年 月 日

指定（予防）訪問看護サービスの提供の開始にあたり、事業者は、本書面により
重要事項の説明を行い、利用者はこれを了承しました。

説明者

指定（予防）訪問看護サービス事業者
府中みくまり病院訪問看護ステーション

氏名.....印

利用者

氏名.....印

住所.....

電話番号.....

利用者家族又は
代理人等

氏名.....印

（利用者との関係）

（署名を代行した理由）

住所.....

電話番号.....

府中みくまり病院訪問看護ステーション 【医療保険】訪問看護 料金表

令和 7 年 2 月 1 日制定

※ 各保険により、療養費用の 1 割～3 割となります。

1 訪問看護基本療養費

訪 問 看 護 基本療養費（Ⅰ）	看護師		週 3 日まで 5,550 円/日	週 4 日目以降 6,050 円/日
	准看護師		週 3 日まで 5,050 円/日	週 4 日目以降 6,050 円/日
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士			5,550 円/日
訪 問 看 護 基本療養費（Ⅱ） ※同一建物居住者への訪問	看護師	同一日 2 人	週 3 日まで 5,550 円/日	週 4 日目以降 6,550 円/日
		同一日 3 人以上	週 3 日まで 2,780 円/日	週 4 日目以降 3,280 円/日
	准看護師	同一日 2 人	週 3 日まで 5,050 円/日	週 4 日目以降 6,050 円/日
		同一日 3 人以上	週 3 日まで 2,530 円/日	週 4 日目以降 3,030 円/日
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士		同一日 2 人	5,550 円/日
			同一日 3 人以上	2,780 円/日
訪 問 看 護 基本療養費（Ⅲ）	一時的な外泊で、入院中 1 回（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者である場合、入院中 2 回）に限り算定			8,500 円

2 訪問看護基本療養費の加算

特別地域訪問看護加算	過疎地域等への訪問		訪問看護基本療養費の 50/100	
緊急訪問看護加算	主治医の指示による	月 14 日目まで	2,650 円/日	
		月 15 日目以降	2,000 円/日	
複数名訪問看護加算	看護職員と同時に訪問看護を行う職種		同一建物内 1 人又は 2 人	同一建物内 3 人以上
	看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（週に 1 日まで）		4,500 円	4,000 円
	准看護師（週に 1 日まで）		3,800 円	3,400 円
	その他職員（週 3 日まで）		3,000 円	2,700 円
	その他職員 （別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者）	1 回/日	3,000 円	2,700 円
		2 回/日	6,000 円	5,400 円
		3 回以上/日	10,000 円	9,000 円
夜間・早朝訪問看護加算	18:00～22:00 又は 6:00～8:00			2,100 円
深夜訪問看護加算	22:00～6:00			4,200 円

3 精神科訪問看護基本療養費

精神科訪問看護 基本療養費（Ⅰ）	職種		訪問時間	週 3 日まで	週 4 日目以降
	保健師、看護師、作業療法士		30 分以上の場合	5,550 円	6,550 円
			30 分未満の場合	4,250 円	5,100 円
	准看護師		30 分以上の場合	5,050 円	6,050 円
30 分未満の場合			3,870 円	4,720 円	
精神科訪問看護 基本療養費（Ⅲ） （同一建物居住者）	職種	人数	訪問時間	週 3 日まで	週 4 日目以降
	保健師、 看護師、 作業療法士	同 一 日 2 人	30 分以上の場合	5,550 円	6,550 円
			30 分未満の場合	4,250 円	5,100 円
		同 一 日 3 人 以上	30 分以上の場合	2,780 円	3,280 円
			30 分未満の場合	2,130 円	2,550 円
	准看護師	同 一 日 2 人	30 分以上の場合	5,050 円	6,050 円
			30 分未満の場合	3,870 円	4,720 円
		同 一 日 3 人 以上	30 分以上の場合	2,530 円	3,030 円
			30 分未満の場合	1,940 円	2,360 円
精神科訪問看護 基本療養費（Ⅳ）	一時的な外泊で、入院中 1 回（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者である場合、入院中 2 回）に限り算定				8,500 円

4 精神科訪問看護基本療養費の加算

特別地域訪問看護加算	過疎地域等への訪問		精神科訪問看護基本療養費の 50/100	
精神科緊急訪問看護 加算	主治医の指示による		月 14 日目まで	2,650 円/日
			月 15 日目以降	2,000 円
長時間精神科訪問看護加算	90 分を超える訪問		週 1 日まで	5,200 円
複数名精神科 訪問看護加算	保健師又は看護師と同時に訪問看護を行う職種		同一建物内 1 人又は 2 人	同一建物内 3 人以上
	保健師、看護師、作業療法士	1 回/日	4,500 円	4,000 円
		2 回/日	9,000 円	8,100 円
		3 回以上/日	14,500 円	13,000 円
	准看護師	1 回/日	3,800 円	3,400 円
		2 回/日	7,600 円	6,800 円
		3 回以上/日	12,400 円	11,200 円
	看護補助者、精神保健福祉士		1 回/日	3,000 円
夜間・早朝訪問看護加算	18:00～22:00 又は 6:00～8:00			2,100 円
深夜訪問看護加算	22:00～6:00			4,200 円
精神科複数回訪問加算	回数等		同一建物内 1 人又は 2 人	同一建物内 3 人以上
	1 日に 2 回訪問した場合		4,500 円	4,000 円
	1 日に 3 回以上訪問した場合		8,000 円	7,200 円

5 訪問看護管理療養費

訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合	7,670 円
	月の 2 日目以降の訪問の場合（訪問看護管理療養費 2）	2,500 円

6 訪問看護管理療養費の加算

24 時間対応体制加算	1 月につき	6,520 円
特別管理加算	特別な管理のうち重症度の高い場合（1 月につき）	5,000 円
	特別な管理を要する場合	2,500 円
退院時共同指導加算	入院中 1 回（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者である場合、入院中 2 回）に限り算定	8,000 円
特別管理指導加算	特別な管理を必要とする利用者に退院時共同指導加算に追加	2,000 円
退院支援指導加算	通常	6,000 円
	長時間の場合	8,400 円
在宅患者連携指導加算	月に 1 回	3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月に 2 回	2,000 円
精神科重症患者支援管理連携加算	医療機関と連携し週 2 回以上の訪問（6 月間）	8,400 円/月
	医療機関と連携し月 2 回以上の訪問（6 月間）	5,800 円/月
看護・介護職員連携強化加算	喀痰、吸引等が必要な場合	2,500 円/月
訪問看護医療 DX 情報活用加算	オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得等した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	50 円/月

7 訪問看護情報提供療養費

月に 1 回（送付先：各自治体保険者、指定特定及び障害児相談支援事業者、通学先の小中高等学校等、入所・入院先に情報提供される当該主治医）	1,500 円/月
--	-----------

8 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

月に 1 回（主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合）	780 円/月
---------------------------------------	---------

9 医療保険適応外の料金

項 目	内 訳	金 額
保険適応ではない場合の時間超過料金	90 分を超えた場合、30 分ごとに	1,500 円
	17:00～22:00, 6:00～9:00	25%増し
	22:00～6:00	50%増し
営業日以外の料金	日曜日、祝日 1 時間につき	3,000 円
	年末年始（12/30～1/3） 1 時間につき	4,000 円
臨時訪問	24 時間対応体制加算を契約されない方に対し、利用者等の希望で臨時訪問した場合に 1 回の訪問につき	15,000 円

府中みくまり病院訪問看護ステーション 【介護保険】訪問看護 料金表

令和 7 年 2 月 1 日制定

※利用料金に関しては、厚生労働省の通達により変更になる場合があります。(単位数)

※利用料は負担割合によって変わります。

1 割負担	2 割負担	3 割負担
利用単位数 × 10.70 × 10%	利用単位数 × 10.70 × 20%	利用単位数 × 10.70 × 30%

1 訪問看護費 (単位数)

○看護師

提供時間	職 種	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満
昼間 (8~18 時)	看護師	3 1 4	4 7 1	8 2 3	1, 1 2 8
	准看護師	2 8 3	4 2 4	7 4 1	1, 0 1 5

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する訪問介護事業所の場合、: 2,961 単位/月

※要介護 5 の利用者 800 単位/月加算、※准看護師の訪問は所定単位の 98/100 相当

○理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

提供時間	1 回につき 20 分	2 回 40 分	3 回 60 分	・ 1 週間に 6 回が限度 ・ 1 日に 2 回を超えて訪問する 場合は、1 回=90/100
昼間 (8~18 時)	2 9 4	5 8 8	7 9 5	

※医療費助成制度（重度心身障害者医療受給者証等）の証書がある場合、各市町より自己負担額が変わる場合があります。確認の上、利用金額の免除若しくは減額とします。提示がない場合はこの限りではありません。

2 訪問看護費の加算 (単位数)

夜間・早朝加算 (18:00~22:00, 6:00~8:00)	1 回につき	所定単位数の 25/100
深夜加算 (22:00~6:00)	1 回につき	所定単位数の 50/100
複数名訪問加算 (Ⅰ) (同時に看護師等との訪問)	30 分未満、1 回につき	2 5 4
	30 分以上、1 回につき	4 0 2
複数名訪問加算 (Ⅱ) (同時に看護補助者との訪問)	30 分未満、1 回につき	2 0 1
	30 分以上、1 回につき	3 1 7
長時間訪問看護加算	1 回につき	3 0 0
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1 回につき	所定単位数の 5/100
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)	1 月に 1 回	5 7 4
特別管理加算 (Ⅰ)	1 月に 1 回	5 0 0
特別管理加算 (Ⅱ)	1 月に 1 回	2 5 0

初回加算（Ⅰ）	初回訪問した月に１回	３５０
初回加算（Ⅱ）	初回訪問した月に１回	３００
退院時共同指導加算	退院又は退所につき１回 （特別な管理を必要とする場合は２回）	６００
看護・介護職員連携強化加算	１月に１回	２５０
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１回の訪問につき	６
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１回の訪問につき	３

３ 介護保険適応外の料金

項 目	内 訳	金 額
時間超過料金	90 分を超えた場合、30 分ごとに	1,500 円
臨時訪問	24 時間対応体制加算を契約されない方に対し、利用者等の 希望で臨時訪問した場合に 1 回の訪問につき	15,000 円

府中みくまり病院訪問看護ステーション 【介護保険】介護予防訪問看護 料金表

令和7年2月1日制定

※利用料金に関しては、厚生労働省の通達により変更になる場合があります。(単位数)

※利用料は負担割合によって変わります。

1割負担	2割負担	3割負担
利用単位数×10.70×10%	利用単位数×10.70×20%	利用単位数×10.70×30%

1 訪問看護費 (単位数)

○看護師

提供時間	職 種	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
昼間 (8～18時)	看護師	303	451	794	1,090
	准看護師	273	406	715	981

○理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

提供時間	1回につき 20分	2回 40分	・1週間に6回が限度 ・1日に2回を超えて訪問する場合は、 1回=50/100
昼間 (8～18時)	284	568	

※医療費助成制度（重度心身障害者医療受給者証等）の証書がある場合、各市町より自己負担額が変わる場合があります。確認の上、利用金額の免除若しくは減額とします。提示がない場合はこの限りではありません。

2 訪問看護費の加算 (単位数)

夜間・早朝加算 (18:00～22:00, 6:00～8:00)	1回につき	所定単位数の100分の25
深夜加算 (22:00～6:00)	1回につき	所定単位数の100分の50
複数名訪問加算 (Ⅰ) (同時に看護師等との訪問)	30分未満、1回につき	254
	30分以上、1回につき	402
複数名訪問加算 (Ⅱ) (同時に看護補助者との訪問)	30分未満、1回につき	201
	30分以上、1回につき	317
長時間訪問看護加算	1回につき	300
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1回につき	所定単位数の100分の5
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)	1月に1回	574
特別管理加算 (Ⅰ)	1月に1回	500
特別管理加算 (Ⅱ)	1月に1回	250
初回加算 (Ⅰ)	初回訪問した月に1回	350
初回加算 (Ⅱ)	初回訪問した月に1回	300

退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回 (特別な管理を必要とする場合は2回)	600
看護体制強化加算	1月に1回	100
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回の訪問につき	6
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回の訪問につき	3

3 介護保険適応外の料金

項 目	内 訳	金 額
時間超過料金	90分を超えた場合、30分ごとに	1,500円
臨時訪問	24時間対応体制加算を契約されない方に対し、利用者等の希望で臨時訪問した場合に1回の訪問につき	15,000円